

○平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第二条第一項第三号、第三条第一号イ、第四条、第十三条第一項第四号及び第十四条第一項の規定に基づき、同規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年八月七日

農林水産大臣 中川 昭一

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）  
第三条第三号の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ 総会の議決方法

ロ 農用地の利用及び管理に関すること。

- ハ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること。
- 二 規則第三条第三号の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれにも該当することとする。
  - イ 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと。
  - ロ 代表者についてその選任手続を明らかにしていること。
  - ハ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること。
  - ニ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - 三 規則第四条の農林水産大臣が定める様式は、別記様式のとおりとする。
  - 四 規則第十一条第一項第四号の農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。
    - イ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「法」という。）第四条第一項の積立金（以下「積立金」という。）を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和四十六年法律第四十三号）第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）の口座を開設すること。

ロ イの口座に係る帳簿の整備を行うこと。

ハ 地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。

ニ 地方農政局長が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること。

ホ 毎年度三月三十一日までに、積立金の管理の状況を地方農政局長を経由して農林水産大臣に報告すること。

ヘ その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。

五 規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める期日は、次に掲げる交付金の種類に応じそれぞれ次に定める期日とする。

イ 法第三条第一項第一号の交付金 九月三十日

ロ 法第三条第一項第二号の交付金 三月五日

八 法第四条第一項の交付金 四月三十日

(一部改正 平成十九年三月三十日農林水産省告示第四百十四号)

(一部改正 平成二十年二月十五日農林水産省告示第二百三十四号)

(一部改正 平成二十一年二月八日農林水産省告示第七百四十五号)

(一部改正 平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十五号)

(一部改正 平成二十三年八月三十一日農林水産省告示第六百七十三号)

(一部改正 平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十七号)

(一部改正 平成二十七年九月三十日農林水産省告示第二千百七十号)

(一部改正 平成二十八年四月二十八日農林水産省告示第千四百四十二号)

附 則

平成二十八年熊本地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第

百十八号)が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う規則第十二条第一項の規定による平成二十八年年度における申請についての本則第五号の規定の適用については、同号ハ中「四月三十日」とあるのは「六月三十日」とする。

附 則 (平成二十年二月十五日農林水産省告示第二百三十四号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の告示別記様式第一号により使用されている書類は、

この告示による改正後の告示別記様式第一号によるものとみなす。

3 この告示による改正後の告示別記様式第三号は、平成二十年産の対象農産物(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。)に係る同法第三条第一項第二号の交付金の交付申請書から適用し、平成十九年産の対象農産物に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年二月八日農林水産省告示第七百四十五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三十一日農林水産省告示第六百七十三号）

この告示は、平成二十三年九月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十七号）

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号。以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年四月二十八日農林水産省告示第千百四十二号）

この告示は、公布の日から施行する。